

三田市暴力団排除条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 省略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。</p> <p>(2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。</p> <p>(3) 暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者 次に掲げるいずれかに該当するものをいう。 ア 暴力団員が役員(法第9条第15号ロに規定する役員をいう。以下同じ。)として、又は実質的に経営に関与している事業者 イ～エ 省略</p> <p>(4) 関係機関等 法第32条の2第1項の規定により兵庫県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除のための活動を行う機関又は団体をいう。</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>	<p>第1条 省略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。</p> <p>(2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。</p> <p>(3) 暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者 次に掲げるいずれかに該当するものをいう。 ア 暴力団員が役員(法第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。)として、又は実質的に経営に関与している事業者 イ～エ 省略</p> <p>(4) 関係機関等 法第32条の3第1項の規定により兵庫県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除のための活動を行う機関又は団体をいう。</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>